

や わ た は ま こ う ち く か っ せ い か け い か く
八幡浜港地区活性化計画

愛媛県
愛媛県八幡浜市

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	八幡浜港活性化計画		
都道府県名	愛媛県	市町村名	八幡浜市
		地区名	八幡浜港地区
		計画期間	平成22年度～平成26年度

目 標 :

- 八幡浜・九州航路フェリー利用者”みかん”と”さかな”という全国的にも知名度のある特産物を効果的に結びつける施設整備により、都市住民との交流促進をはかる。具体的な数値目標としては、現在一般の方も利用できる魚仲買人市場や毎月1回開催していた海鮮朝市の施設利用者数226,000人(H17～H21実績)から、本計画で整備する鮮魚、活魚の販売を主体とした海産物直売所や現在建替え計画のある魚市場の2階に整備予定の魚料理体験施設、魚市場見学施設の施設利用者53,600人増の279,600人(H22～H26目標)を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

活性化区域を含む八幡浜市は、愛媛県西端の佐田岬半島の基部に位置し、豊後水道を隔てて九州に面している。周辺はリアス式海岸が続き、四方を海と山に囲まれているため平坦地が少なく、丘陵地にも集落が立地している。本地域は、西日本有数の天然魚の水揚げ高を誇る八幡浜漁港と、九州と四国を結ぶ海上交通の要衝であり年間40万人近くが利用する八幡浜港を抱えており、“みなと”を中心に発展してきた。本市の人口は、平成元年には、51,254人であったが、現在では39,417人(平成22年3月31日)と大幅な人口減少により、過疎地域指定を受けている。

八幡浜市の基幹産業は、就業人口20,225人の内4,271人、21%が従事している第一次産業である。その1つである水産業は、好漁場である宇和海、豊予海峡に面していることから、多様な天然漁業資源に恵まれており、小型底引網、まき網、沖合底びき網漁業等が盛んである。また、農業は、丘陵地形を利用した段畑農業地帯を形成しており、全耕地面積の80%を占めている。中でも、温州みかんは、「日の丸」、「マルマ」、「マルカ」といったブランドで全国的に有名であり、露地みかんのプライスリーダーとしてその地位を維持している。

現状と課題

・現状

本地区の基幹産業のひとつである水産業は、近年、漁獲量の減少、産地価格の低迷、燃油高等によるコスト高、消費者ニーズの多様化等により、地方卸売市場の取扱量・取扱金額はピーク時(昭和55年度47,751t、昭和60年度146.8億円)からそれぞれ22%、34%(平成20年度10,674t、50.4億円)に落ち込んでおり、大変厳しい状況にある。一方、農業においても、近年の産地間競争、生産過多、消費者の嗜好の変化等々の影響により、みかん価格の低迷が続いていることから、農業収入の不安定化を招いており、後継者不足による農業就労者の高齢化が年々深刻化している。

このような基幹産業である第一次産業の低迷、若年層の流出による人口減少と高齢化の進行は、地区のみならず市全体の活力低下を招いている。

八幡浜港を基地とするフェリーにあっては、不況による需要減と、高速道路等の通行料の大幅な値下げに伴い利用客数及び車両が減少し、ピーク時の平成17年度には利用客数478,711人、利用車両数336,047台に比べ、平成21年度実績でそれぞれ389,012人で19%減、291,541台で13%減となっている。

・課題

しかしながら、減少しているとはいえ年間約40万人近くのフェリー利用客がいるなか、港周辺には、利用客を一時滞在させる魅力的な施設がなく、他市観光施設への通過地点となっているのが現状であり、これらの利用客と地域との交流をいかに増加させるかが課題となっている。

また、低迷しているとはいえ”みかん”と”さかな”という全国的にも知名度のある特産物があることから、この2つを効果的に結びつけることは市の活性化の鍵を握るものであり、いかに魅力あふれる空間を構築するかが課題となっている。

今後の展開方向等

八幡浜市では、“みなと”を中心に発展してきた市の生い立ちをふまえ愛媛県の南西地域の生活・産業文化の中心として魅力ある、誇れる“みなとまち八幡浜”の再生を基本理念とする「八幡浜港振興ビジョン」を平成14年3月策定した。地域のシンボル空間として隣接する八幡浜漁港と八幡浜港の施設を一体的に整備し一次産業と観光の振興により地域活性化をめざす“みなと”を中心とした21世紀の都市づくりを進めている。

八幡浜港においては、地域再生計画「“みなとまち八幡浜”再生計画」を策定し内閣府の認可を受け、現在浮桟橋及び緑地等を整備し、その施設背後の用地に八幡浜の交流拠点として港湾交流施設として地元食を提供する飲食店等を設ける計画であり、賑わいあふれる港湾交流空間を創出し、魅力あるまちづくりを行いたい。整備にさきがけ、試験的に、平成14年から平成20年にかけて、毎月1回「やわたはま海鮮朝市」を開催し、毎回市内外より平均約5,000人が来訪し、地場産業の活性化に役立ってきた。今後も実績を踏まえ農産物を含めた、より充実した施設の整備を実施していく予定である。

八幡浜漁港においては、西日本有数の天然魚の水揚げ高を誇る産地市場について、高度な衛生管理が可能な施設として整備することにより、消費者ニーズである水産物の衛生管理に対応した良質な水産物を安定して供給し、魚価の向上、消費の拡大を図りたい。

・具体的には以下の施設の整備を行い、立地条件と地域水産物を有効に活用した地域活性化を目指す。

- ・平成25年4月供用開始予定の高度衛生管理型荷捌所に隣接して、海産物直売所を整備し市内外の来訪者の増加を目指す。
- ・荷捌所2階に魚料理体験施設や学習室、見学通路を整備し、魚のさばき方教室、魚料理や加工品の体験会、活気に溢れ、高鮮度・高品質で安心安全な水産物の取扱い風景の見学会、水産資源や加工品のパネル展示等による学習会を行う。これらにより、魚食普及事業の振興を図り、魚の消費拡大を目指す。
- ・加工場を整備し、漁家経営に寄与しない低利用、規格外で低価格な魚を主として利用した新たな加工方法の開発により付加価値と魚価の向上を図り、もって、漁家経営の安定化を目指す。
- ・老朽化が著しく進行している冷凍冷蔵施設を建て替え高機能な機器を設置することにより、高鮮度な魚の安定的な提供を目指す。また、新開発された加工品についても、近接する海産物直売所へ供給を図る。
- ・大島行き離島航路待合所を設置し、大島特産品である“うにと”養殖アワビ”、さらに国の天然記念物に指定された地震の化石「シュードタキライト」を観光資源として、交流人口の増加を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項 第3号イ・ロ・ハ・ ニの別	備考
八幡浜市	八幡浜港	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	八幡浜漁業協同組合	有	イ	
		処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	八幡浜漁業協同組合	有	イ	
		地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	八幡浜市	有	ハ	
		農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	八幡浜市	有	ハ	
		地域住民活動支援促進施設(船舶離発着施設)	八幡浜市	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
八幡浜市	八幡浜港	八幡浜漁港広域漁港整備事業(特定)	愛媛県、八幡浜市	特定漁港漁場整備事業計画(計画年度H14~H25年)
八幡浜市	八幡浜港	港整備交付金事業	八幡浜市	"みなとまち八幡浜"再生計画(H17~H23)

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

八幡浜港地区(愛媛県八幡浜市)	区域面積	13,298	ha
区域設定の考え方			
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積13,298haのうち農林地面積は10,612haで80%を占める。また、就業人口20,225人の内4,271人、約21%が農林漁業従事者であり、農林水産業が主産業である。			
②法第3条第2号関係： 活性化区域内は、①人口の減少(H1、51,254人→H20、40,268人で約21%減、平成17年人口41,264人の内65歳以上の高齢者は12,188人で約30%)、②農林漁業者の高齢化傾向(平成17年農林漁業就業者4,271人の内65才以上1,800人で約42%)、③若年者の減少(平成17年人口41,264人の内15歳未満5,206人で約13%)であるとともに、基盤産業である第1次産業が低迷していることから、市では「八幡浜港(港湾・漁港)振興ビジョン」を策定し、交流人口の増加を図ることにより地域活性化をめざすこととしているが、区域内には交流の拠点となる施設がないため、本地区の交流人口の増加による市内の活性化を図ることが必要不可欠な地区である。			
③法第3条第3号関係： 本計画区域は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の背後集落、漁業センサスの対象となる漁業集落であるとともに、市内全域が過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、振興山村地域に指定されている。			

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

・目標達成状況の評価は、計画期間最終年度の翌年度である平成27年度に計画主体である八幡浜市が、毎月末海産物直売所の出店者からのレジデータの提供により総数を把握するとともにアンケートにより区域外来訪者の割合を算定する。また、定期的に整備施設で来訪者からの聞き取り調査を行い、買い物回数や何人で訪れたか等のデータを採取し、区域外来訪者の適正な把握に努め、この来訪者の実績値やアンケートを基に、八幡浜市が第三者機関の意見を参考にしつつ、計画目標の検証、評価を行う。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	H22～H26
えひめけんやわたはまし 愛媛県八幡浜市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部水産局水産課	089-912-2615	089-947-3032	suisan@pref.ehime.jp
愛媛県八幡浜市水産港湾課	0894-22-3111	0894-24-6180	suisankouwan@city.yawatahama.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	交流人口の増加	

計画区域における交流人口の増加(%)=計画期間内(H22~H26)の入込客数(人)(目標)÷計画期間前(H17~H21)の入込客数(人)(現状)×100-100=279,600÷226,000*100-100=23.71%

* 本事業により建設される施設の利用者数により交流人口を算定

○計画期間前(H17~H21)の入込客数(人)(現状)

- ・八幡浜地方卸売市場に隣接する水産物直販施設利用者数:1日平均利用者数85人/日×年平均営業日数293日≒25,000(人/年)
- ・H17~H20に月1回開催した海鮮朝市への利用者数実績(平成20年9月以降は工事のため開催していない)

○計画期間内(H22~H26)に期待される入込客数(人)

- ・本事業で実施する施設整備により期待される交流人口:99,800(人/年)
 - ・水産物直販施設(魚仲買人市場)利用者数実績:25,000(人/年)
 - ・海鮮朝市利用者数実績:30,000(人/年)※月1回実施
 - ・前面交通量よりの立寄り数:528,897×0.075×1.33×0.85≒44,800(人/年)
 - 前面道路の10時間交通量調査から推計した年間交通量:528,897台
 - 前面道路からの同様施設への立寄り率:7.50%
 - 1台当り乗車人数:1.33人
 - 海産物直売所利用率:85%
- ・加工場の新しい加工品の販売による交流人口増加率:5%

年度	計画期間前入り込み客数(人)					計画期間内入り込み客数(人)				
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
水産物直販施設利用者数	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	0	0
海鮮朝市利用者数	30,000	28,000	33,000	10,000	0	0	0	0	0	0
施設整備による交流人口	0	0	0	0	0	0	0	0	99,800	104,800
計	226,000					279,600				

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出

事業活用活性化計画目標の設定根拠

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理加工施設	八幡浜港地区	水産物加工場	鉄骨造平屋 延 A=250m ²	H24～H25	八幡浜漁業協同組 合	207,000	103,500	50	103,500	本市で盛んに行われてきた底びき網漁業では、練り製品などの加工用魚も多いが、こ ういった魚は価格が不安定で漁家経営に寄与しないため、価格安定化や新たな加工 方法の開発が求められているが、加工場を整備することにより、新たな加工方法、加 工品の開発、水産物冷凍冷蔵保管施設の建替えと相まって、本事業で計画している海 産物直販施設等に加工品を提供することにより、来訪者の満足度を高め、交流人口の 増加を図る。
農林水産物集出荷貯蔵施設	八幡浜港地区	水産物冷蔵 保管施設	鉄筋コンクリート造4階建 (内1階部分) A=1,012m ²	H23～H24	八幡浜漁業協同組 合	400,000	200,000	50	200,000	老朽化が著しく進行している現施設を建て替え、製氷貯氷施設(別事業で実施予定)と 一体化を図る施設整備により、維持管理に係る費用・労力の節減が図られ、また、一 時冷凍・冷蔵保存により、鮮魚、練り製品等の品質を高いレベルで保ち、本事業で計画 している海産物直販施設等に安定的に提供することにより、来訪者の満足度を高め、 交流人口の増加を図る。
農林漁業体験施設	八幡浜港地区	魚料理体験室及 び魚市場見学者 用通路	魚料理体験室、市場内 見学スペースA=300m ² 付帯施設(屋外連絡通 路)L=50m、W=3.0m	H23～H24	八幡浜市	94,000	47,000	50	47,000	荷捌所2階に魚料理体験施設、見学通路を整備し、魚のさばき方教室、魚料理や加工 品の体験会、活気に溢れ、高鮮度・高品質で安心安全な水産物の取扱い風景の見学 会を行う。これらにより、交流人口の増加を図り、魚食普及事業の振興、ひいては魚の 消費拡大を目指す。
農林水産物直売・食材提供 供給施設	八幡浜港地区	海産物直売所	A=1,200m ²	H23～H24	八幡浜市	190,000	95,000	50	95,000	フェリー利用客等の来訪者を惹きつける交流拠点づくりとして、八幡浜の特産品である豊 かな水産物を利用する本施設の整備を行い、交流機能のレベルアップ、更には水産業の 活力増進を期待する。また、他事業で計画中の港湾交流施設との連携により、交流人 口の増加や市内での滞在時間を延ばすことが期待され、あわせて、地域雇用の確保も 期待できる。
船舶離発着施設	八幡浜港地区	離島航路待合所	木造2階建 延 A=100m ² 付帯施 設 1式	H22～H23	八幡浜市	30,000	15,000	50	15,000	離島である大島の水産特産品である“うに”と“養殖アワビ”並びに豊かな自然と優れ た景観、国の天然記念物に指定された地震の化石「シュートタライト」等の観光資源をPR し、大島への離島航路の利用客の増加と交流人口の増加を図り、離島の活性化と離 島航路経営の安定を目指すとともに、利用者の利便性の向上を図る。
合 計						921,000	460,500		460,500	

Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県、愛媛県八幡浜市		
計画期間 実施期間	H22 ~ H26 H22 ~ H25	総事業費(交付金)	921,000 千円 (460,500) 千円

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	計画目標である交流人口の増加を達成することは、都市との地域間交流を促進することとなり、ひいては低迷している本市の水産業の活力を増進することとなるため、国が策定した「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」に適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本計画は八幡浜市総合計画に盛り込まれているとともに、八幡浜漁港特定漁港漁場整備事業計画と連携して実施するものであり、本計画の策定、実施にあたっては十分に配慮し、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	本計画は、地元漁業者を組合員とする漁業協同組合、魚市場関係業者、学識経験者、交通機関代表者、まちづくり団体、農業協同組合と十分に協議を重ねて策定しており、その合意形成を基礎としたものである。
事業の推進体制は確立されているか	適	活性化計画に位置づけられている事業の推進のため、地元漁業者を組合員とする漁業協同組合、魚市場関係業者、学識経験者、交通機関代表者、まちづくり団体、農業協同組合と八幡浜港、八幡浜漁港の整備のための実行委員会を設立し、事業の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	各事業は活性化目標及び事業活用活性化計画目標を達成するため実施するものであり、その整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は5年、また、特定漁港漁場整備事業計画と連携して実施するため事業実施期間を4年と設定しており、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額=460,500千円 交付金限度額=事業費921,000千円×交付額算定交付率50%=460,500千円であり、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に実施する事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	農林水産物集出荷貯蔵施設50年、農林水産物加工施設及び農林漁業体験施設31年、農林水産物直売・食材提供供給施設及び船舶離発着施設24年でいずれの施設も耐用年数は5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房通知)により分析を行ったもので、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	算定結果は、1.54である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	対象地域は、全域が過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、一部が離島振興対策実施地域である。また、事業主体は八幡浜市及び八幡浜漁業協同組合であり、実施要領別表2の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	交付金は事業主体である八幡浜市及び八幡浜漁業協同組合に交付され、また、事業主体が適正に管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	整備施設への入り込み客数の算定には、隣接するフェリー離発着施設の利用者数、前面道路の交通量、社会実験として7年間実施してきた海鮮朝市への来訪者数等の実績値を基礎としているため、適切である。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣市町村の類似施設の賦存状況、利用状況を調査した結果、水産物(鮮魚)を主とした直販施設はないことから、近隣類似施設の受益地とは明確に区分されている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	施設の利用形態は、隣接するフェリー離発着施設の利用者数、前面道路の交通量、社会実験として月1回7年間実施してきた魚の朝市への来訪者数及びアンケート、海産物直売所への出店が想定される業者へのアンケート等を基礎として検討しており、適切である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	設置場所は、九州航路のフェリー離発着施設や主要県道八幡浜港線に隣接しているとともに、地域高規格道路のICから約2kmと近い箇所に計画している。また、1km程度の位置にある市の中心商店街との有機的連携も考慮して検討している。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	出店が想定される業者へのアンケート調査結果、過去5年の実績値、及び現況利用状況を基にして各施設の規模を算定しており、適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	整備事業費算定時に必要最小限の規模、設備となるよう検討しており、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	施設の機能強化を図る最小限のものとしている。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品は必要性を十分検討し、調理台及び冷蔵庫等は業務用で汎用性のないものを選定している。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備場所は、九州航路のフェリー離発着施設や主要県道八幡浜港線に隣接しているとともに、地域高規格道路のICから約2kmと近い箇所に計画している。また、新たに整備する八幡浜魚市場と同じ建物、或いは魚市場に隣接しているため、来訪者、漁業者、及び販売業者の利便性に優れ、整備地として最適であると判断した。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	市営及び県営事業により整備したものであり、施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	八幡浜市で実施する事業の負担については、十分検討・調整を行い、適正な資金調達計画を策定している。また、漁業協同組合実施事業は、組合の総会において承認済みであり、その資金計画について十分検討・調整を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体が八幡浜市である施設は、施設設置条例或いは管理運営規則等を制定し、適切な管理・運営を行う。また、漁業協同組合が事業主体である施設については、維持管理費を収支計画に計上し、適切に行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	収支計画については公認会計士による経営診断を受け、適正であると判断された。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	水産物冷蔵保管施設は、文部科学省種子島周辺漁業対策事業で整備する製氷貯水施設との合体事業であり、施設全体の建築費を床面積で按分した後、本施設の機械設備費を加算して算定した。また、料理研修室、魚市場見学者スペースの農林漁業体験施設は、新たに農林水産省特定漁港漁場整備事業で整備する魚市場との合体事業で行うこととし、全体建設費を面積按分し、当該施設の事業費を算定したため、適正である。